

関東森林管理局における 発注者綱紀保持対策について

関東森林管理局では、令和2年度に2件の不祥事が相次いで発生したことを受け、このような事態を二度と起こさないために、「関東森林管理局発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を改めて徹底することといたしました。

事業者の皆様におかれましては、関東森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 事業者の皆様との 応接方法について

- ①執務室への自由な出入りを制限し、**受付カウンターや応接スペース**等で対応します。
ご用の方は、まず**受付**にお申し出願います。
- ②**複数の職員**により対応します。

2 不当な働きかけの 記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を**記録**し、関東森林管理局発注者綱紀保持委員会に**報告**します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、不当な働きかけと認められた場合には、働きかけの日時、不当な働きかけを行った者の氏名等及び働きかけの内容を**公表**します。

- ①**有利な競争参加資格の設定に関する依頼**
- ②**指名競争入札において
指名又は指名しないことの依頼**
- ③**受注すること又は受注させないことの依頼**
- ④**公表前における設計金額、予定価格、
見積金額又は低入札価格調査制度の
調査基準価格に関する情報聴取**
- ⑤**公表前における総合評価落札方式における
技術点に関する情報聴取**
- ⑥**公表前における発注予定に関する情報聴取**
- ⑦**公表前における入札参加者に関する情報聴取**
- ⑧**その他の特定の者への便宜又は利益若しくは
不利益の誘導につながるおそれのある
依頼又は情報聴取**

3 規定違反の通報窓口について

職員や事業者の皆様が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けています。

関東森林管理局内に設置している受付・相談窓口は、**関東森林管理局総務課**です。また、農林水産省の外部受付・相談窓口も設けています。

4 利害関係者との接触ルールの 厳格な遵守について

利害関係者と自らの費用負担により飲食する場合において、その負担する金額に関わらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールを課しています。

当然のことながら、**物品の贈与等は固くお断り**します。国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが禁止されています。

- ・**金銭や物品の贈与**
×祝儀や香典という名目でも違反
- ・**酒食等のもてなし(接待)**
 - 公務員が職務として出席した会議で弁当など簡素な飲食物を出す場合は可
 - 割り勘で飲食を共にする場合は可
- ・**車での送迎など、無償でのサービス提供**
 - 職務で来た職員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で社用車等により送迎する場合は可
- ・**一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行すること**
×職員が自身の費用を負担した場合も違反
- ・**金銭の貸付け**
- ・**無償での物品や不動産の貸付け** など

関東森林管理局 総務課
☎027-210-1155